R04-08　令和４年度版　よくわかる農家の青色申告　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
|  | 令和４年度税制改正事項 | （新　規）・令和３年１２月の「令和４年度税制改正事項」（農林水産省）の一部を追加 |
| 第１章青色申告制度のあらまし | ２　青色申告のすすめ（１）青色申告のすすめ（２）青色申告と白色申告との納税比較３ 青色申告制度の主な特典 | ・「③農業施策としての「青色申告」の重要性」の項目に青色申告が前提となる「収入保険制度への加入」を追加・表「申告別所得税と住民税の計算例（令和４年分）」の表中に住民税額及び青色申告による節税額、所得税と住民税の合計節税額を追加（新　規）・青色申告の７つの特典を冒頭に一覧表で整理 |
| 第２章青色申告の手続き | ４　現金主義による所得計算の特例の届出 | ・枠囲み「記載例のデータについて」の経営主・専従者の生年月日及び国民年金保険料を更新・各種様式を「押印なし様式」に更新、申請・提出年月日、申請者の生年月日を更新 |
| 第３章青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付 | １　青色事業専従者給与所得の源泉徴収の仕方　（２）給与所得の源泉徴収税額表の使用区分３　年末調整　（３）年末調整の仕方 | ・様式「令和４年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の掲載位置を変更・様式「令和４年分給与所得に対する源泉徴収簿」「領収済通知書」「給与支払報告書（個人別明細書）」「令和４年分給与所得の源泉徴収票」「令和４年分給与所得者の保険料控除申告書」の数値を更新 |
| 第４章簿記記帳の実務 | ２ 所得の種類と内容（１）事業（農業）所得の内容（２）事業（農業）以外の所得の内容３　年末における決算準備（補正と決算）　（８）減価償却費の計算と経費計上　（９）損益計算書（所得税青色申告決算書）の作成 | ・「②農業収入金額」の項目で枠囲み「経営開始資金・農業次世代人材投資資金（経営開始型）」「機構集積協力金」及び「農畜産物価格補てん金等」の内容見直し・「③必要経費」の項目で（注４）なお書きの内容見直し・「④譲渡所得」の項目ⅰ「所得金額」（注１）の内容見直し（「譲渡した年の１月1日において」を削除）・「（注２）少額減価償却資産の必要経費算入」の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日）・「②「償却方法」」ⅱ「定率法」の「イ．平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産」の計算例一つ（２５０％定率法）を削除・「④中古資産の耐用年数」の項目でⅰ「法定耐用年数の一部を経過したもの」の計算式を見直し・「⑧農業経営基盤強化準備金」の項目で「イ　（青色申告書を提出し、）人・農地プランの中心経営体（個人の方は令和５年分から適用）である」を追加、ハのⅱ「ただし、積み立てた年の翌年から５年を経過した準備金は、積み立てや圧縮記帳の基準となる所得金額の計算から除外されます」を追加・「令和４年分所得税青色申告決算書（農業所得用）」の収支計算書、貸借対照表の数値を更新、別紙１（E 減価償却費の計算）にドライブハロー及びドローンを追加 |
| 第５章確定申告書の作成と納税 | ２　確定申告書の作成（様式は申告書Ｂ〔令和３年分以降用〕を使用しています）　（２）所得金額の計算　（３）所得から差し引かれる金額の計算（６）税額から差し引かれる金額３　申告書の提出４　納税 | ・「令和４年分から申告書Ａは廃止され、申告書Ｂに一本化される」旨の内容を追加・枠囲み「記載例に使用したデータ」に各種所得額（農業所得、給与所得）を追加、国民年金保険料の金額更新・「①事業所得（農業所得）・不動産所得」の項目で確定申告書記入例（所得金額等）の金額更新、「雑所得」の項目に「申告書への書き方」の内容追加、「総合課税の対象となる譲渡所得」の項目になお書き（譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕」の作成・提出、二次元コードを追加・表「所得控除の一覧表」の医療費控除に「セルフメディケーション税制を選択した場合の最高限度額８．８万円」を追加・「①社会保険料控除」の項目に「生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き（特別徴収）されている社会保険料は申告者の控除の対象にはなりません。」を追加・「③生命保険料控除」の項目に（注）「新生命保険料及び旧生命保険料の両方を支払っている場合で、旧生命保険料のみについて計算した控除額が、新旧両方の生命保険料について計算した控除額よりも有利になっている場合…」を追加・「⑤－３ 障害者控除」の項目に第二表の記入内容を追加・「⑨医療費控除」の項目に「※セルフメディケーション税制」の項目及び内容を追加・確定申告書記入例（税金の計算）の金額更新・提出方法の内容を追加、申告額が多すぎたとき（更正の請求）の項目に「原則として申告期限から５年以内」を追加、（注）e-Tax（国税電子申告・納税システム）を追加・納付の方法（①～⑤の５つ）の項目及び説明を追加・確定申告書B（第一表、第二表）の金額等を更新 |
| 第６章消費税の概要 | 冒頭８　事業者免税点制度９　課税事業者の選択13　帳簿および請求書等の保存義務 | ・令和５年10月のインボイス制度導入に当たり「事業者登録の申請手続き期限」「課税事業者を選択する際の判断ポイント」など注意すべき内容を追加・基準期間等の年次を更新・インボイス制度導入に伴い「冒頭の内容追加」の参照を促す「なお書き」を追加・枠囲み「適格請求書の説明、請求書へ新たに記載する事項、請求書の見本」を追加 |

※）上記の他にも様式・年次の更新や表記の見直し等を行っています。